農 政 第 3 O 9 号 令 和 6 年 11 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米沢市長 近藤 洋介

市町村名 (市町村コード)		米沢市 (62022)
地域名 (地域内農業集落名)		山上地区
	(戸板、松原、小峡、三沢、坊住、関根下、関根中、関根上、三沢東部、中荒井、大小屋、 大沢、板谷、下原、中島、海老ケ沢、赤崩、赤崩上)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年10月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、稲作農家の離農によって担い手が徐々に減少しているため、一人あたりの経営面積が増大し、ほぼ限界状態にあり、後継者や若手農業者がほとんどおらず、将来の農地利用が危機的状況である。集積は進んでいる状況であるが、農地の分散が解消できていないところがあり、別の耕作者の農地の間に耕作地があるなど、非効率的な状況が目立ってしまっている。

また、当地区はイノシシによる獣害が多い地区であり、その他にも水はけが悪くぬかるんだり、土壌に石が多いなど、耕作条件の悪い農地も少なくなく、特に山間部は農地利用が困難となっている。

現状を踏まえ、新規就農者や若手農業者のように将来の担い手となり得る者の確保・育成や獣害対策が急務であり、地区農業の生産性の向上と効率化を図るうえで、耕作者同士の農地の交換により分散錯圃を解消する必要がある。

また、耕作条件や周辺環境を踏まえ生産性が良くない農地については、今後の利用方針を検討する必要がある。

【地域における主要な作物】水稲、そば、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

条件の悪い農地、特に山手側付近では作物を作っても収益性が見込めないため、保全管理とする。

将来性を考慮し、若手農業者を地区内外から募り、担い手の確保を進める。

担い手の意向を踏まえた農地の交換により分散錯圃を解消するとともに、米を作る場所と転作する場所をそれ ぞれ区分けすることで、生産性の向上と効率化を図る。

また、地域の主要な作物であり、安定している米・そば・大豆栽培を今後も推進するとともに、所得向上につながる新たな作物導入も検討する。

獣害対策を拡充するとともに、農地を適切に利用できるよう交付金を活用した水路整備も進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	区域内の農用地等面積	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	187.23 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

畜舎(農業用施設用地)及び農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	認定農業者や認定新規就農者などの担い手の経営意向を踏まえて農地を集約し、効率化を図る。					
	また、集積、集団化には地権者の理解が必要となるため、地権者を含めた話し合いの場を持ち、集積、交換、					
	でん、果食、果面には心に関われる。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	農地中間管理機構を積極的に活用し、担い手や目標地図に位置付けた方へ貸し付けしていく。					
	 (3)基盤整備事業への取組方針					
	他地区に比べ石が多く、耕作条件の良くない水田が一部あるが、基盤整備事業に取り組む予定はない。多面					
	的機能支払交付金の活用による水路、農道等の管理や補修作業、用排水路整備を重点的に実施していく。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	行政やJA等と連携し、新規参入者の発掘や受入を行うとともに、新規参入者や現担い手に対する支援に力を					
	入れていく。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	地域内で農作業の効率化を図るため、大豆については大規模法人へ作業委託するとともに、水稲防除作業に					
	ついてはJAIに依頼することを検討する。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□ ① ① 息獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】					
	①鳥獣被害防止対策					
	鳥獣捕獲、補助金を活用した電気柵の設置を行う。					
	②保全・管理等					
	集落で管理体制を共有し、多面的機能支払交付金を活用した地域内の取組みを継続する。					
	⑩その他					
	田んぼの畦畔が弱くなるため、なるべく除草剤を使わずに草刈りを行う。					